

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年10月19日（令和5年（行情）諮問第939号及び同第940号）

答申日：令和7年2月17日（令和6年度（行情）答申第915号及び同第916号）

事件名：「艦船と安全」の一部開示決定に関する件
「艦船と安全」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる3文書（以下、本件請求文書1に係るものを「文書1」及び「文書3」、本件請求文書2に係るものを「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年5月22日付け防官文第10954号、同年6月23日付け防官文第13457号及び同年7月7日付け防官文第14982号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書1（原処分1）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのま

ま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁目）と定めている。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示部分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。こ

れでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

ク 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

（2）審査請求書2（原処分2）

アないしカ 上記（1）アないしカと同旨。

キ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

ク 上記（1）クと同旨。

（3）審査請求書3（原処分3）

アないしカ 上記（1）アないしカと同旨。

キ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ク 上記（1）クと同旨。

（4）意見書（原処分1及び原処分3）

意見：37頁に海曹長の顔写真は開示されている。

海曹長の顔写真が37頁に掲載されている。

従って、同階級以上の顔写真については不開示とする理由がない。

第3 諮問庁の説明の概要

1 経緯

(1) 原処分1及び原処分3について（諮問第939号）

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書1及び文書3を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年5月22日付け防官文第10954号により、文書1について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、同年7月7日付け防官文第14982号により、文書3について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分3に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 原処分2について（諮問第940号）

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として文書2を特定し、令和5年6月23日付け防官文第13457号により、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分2に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1及び原処分3について（諮問第939号）

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書

と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1及び原処分3においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「不開示部分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

カ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

キ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。

ク 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書（文書1及び文書3）のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(2) 原処分2について（諮問第940号）

アないしウ 上記3（1）アないしウと同旨。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 上記3（1）オと同旨。

カ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書（文書2）は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

キ 上記3（1）キと同旨。

ク 上記3（1）ケと同旨。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月19日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第939号及び同第940号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年11月14日 審議（同上）
- ④ 同月16日 審査請求人から意見書を收受（令和5年（行情）諮問第939号）
- ⑤ 令和6年9月30日 本件対象文書の見分及び審議（令和5年（行情）諮問第939号及び同第940号）
- ⑥ 令和7年1月10日 審議（同上）
- ⑦ 同年2月10日 令和5年（行情）諮問第939号及び同第940号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書以外の文書及び本件対象文書の紙媒体の特定並びに不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、海上自衛隊護衛艦隊司令部（以下「司令部」という。）が編集・発行を行い、原本の保存・管理を行っている「艦船と安全」であり、本件請求文書1については、別件開示請求「2023.2.10一本本B2577」において特定された後に発行されたものとして、令和5年2月11日から本件請求受付日である同年3月22

日までに発行された「艦船と安全 2023年3月号」（文書1及び文書3）を特定し、本件請求文書2については、別件開示請求「2023.3.22-本本B3281」において特定された後に発行されたものとして、令和5年3月23日から本件請求受付日である同年4月25日までに発行された「艦船と安全 2023年4月号」（文書2）を特定したものである。

イ 「艦船と安全」は、艦船に対する安全指導の徹底及び隊員の安全意識の高揚を図り、事故防止に資することを目的として、司令部が編集・発行している部内向けの文書である。

ウ 司令部は、本件対象文書の原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録並びに司令部が作成した表紙及び巻頭・巻末の電磁的記録を編集してCD-Rに保存し、「艦船と安全」の印刷・製本業務を委託している印刷業者に渡し、当該業者によって最終的に印刷及び製本された冊子を納品させている。

エ 上記CD-Rについては、上記イの冊子の納品の際に、製本版のPDF形式の電磁的記録が保存された状態で印刷業者から返却されることから、隊員の利便性を考慮し、当該PDF形式の電磁的記録を部内イントラネット上の掲示板に掲載している。

なお、寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録並びに上記CD-R及びそれに保存されている電磁的記録については、上記PDF形式の電磁的記録の部内イントラネット上の掲示板への掲載後、保存する必要がないため、廃棄した。

オ 本件開示請求時点において、本件対象文書のうち、文書1及び文書3については、上記ウ及びエの手順に基づく一連の作業の完了後であったため、紙媒体（冊子）及び電磁的記録の両方を特定した。

また、文書2については、令和4年4月以降、偶数月号については海上自衛隊内のイントラネット上にオンライン配信を行うこととなり、紙媒体（冊子）は作成・保有していないことから、電磁的記録のみを特定した。

カ 本件審査請求を受け、再度、関係部署の書庫及び倉庫等の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 以上を踏まえて検討すると、文書1及び文書3にあっては、司令部において、紙媒体及び電磁的記録により管理されていたため、これを特定したものであり、文書2にあっては、紙媒体を作成・保有していないとする諮問庁の上記(1)オの説明に不自然・不合理な点はなく、上記(1)カの探索の範囲等に特段の問題があるとも認められない。

他に本件対象文書以外の文書の存在をうかがわせる事情も認められな

いことから、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

ア 別表の番号1に掲げる不開示部分は、自衛隊員、隊員家族及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該各部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、隊員家族及び民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号2に掲げる不開示部分には、「艦船と安全」に寄稿した隊員家族の氏名及び内心等が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分のうち、氏名は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、内心等は、これを公にすると当該自衛隊員の同僚、知人等一定範囲の者には個人を特定することが可能であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表の番号3に掲げる不開示部分には、記事を寄稿した自衛隊員の

年齢、経歴、入隊時期、期別、勤続年数、特技資格及び病歴等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分（別紙の3に掲げる部分を除く。）は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の3に掲げる部分については、記事を寄稿した自衛隊員が自己の担当職務に関する内容を説明するものであることから、当該部分は、当該自衛隊員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報に該当すると認められ、法5条1号ただし書ハに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

エ 別表の番号4に掲げる不開示部分には、特定のコーナーにおいて小文を寄稿した自衛隊員の氏名、所属及び年齢並びに寄稿内容が記載されていると認められる。

当該部分は、それぞれ一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討すると、自衛隊員が当該コーナーに投稿した小文の内容に鑑みれば、職務遂行に係る情報とはいえないので、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）の適用はなく、当該自衛隊員の氏名等については、公にする慣行があるとは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分のうち、氏名、所属及び年齢は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、寄稿内容は、これを公にすると当該自衛隊員の同僚、知人等一定範囲の者には個人を特定することが可能であり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

ア 別表の番号5及び番号6に掲げる不開示部分には、海上自衛隊の編成、運用及び教育訓練に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の態勢、運用要領、能力及び練度等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号7に掲げる不開示部分には、自衛隊の装備品の機能、性能及び構造に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条6号該当性について

別表の番号8に掲げる不開示部分には、防衛省の公表されていないメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1

『艦船と安全』のうち2023. 2. 10—本本B2577で特定された後に発行されたもの全て。

(2) 本件請求文書2

『艦船と安全』のうち2023. 3. 22—本本B3281で特定された後に発行されたもの全て。

2 本件対象文書

(1) 本件請求文書1に係るもの

文書1 艦船と安全 2023年3月号（表紙及び2枚目から5枚目まで。）

文書3 艦船と安全 2023年3月号（表紙及び2枚目から5枚目までを除く。）

(2) 本件請求文書2に係るもの

文書2 艦船と安全 2023年4月号

3 開示すべき部分

文書3の47枚目の不開示部分すべて

文書3の49枚目の「2 先任伍長あいさつ」の不開示部分

別表1 (原処分において不開示とした部分及び理由)

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書1	1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることなし、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書3	1枚目、2枚目、5枚目、7枚目、10枚目ないし16枚目、19枚目、21枚目、23枚目、25枚目、27枚目ないし29枚目、36枚目、48枚目、50枚目、51枚目、53枚目、54枚目及び57枚目ないし60枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）	
2	文書1	5枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることなし、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書3	51枚目的一部分	
3	文書1	4枚目的一部分	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることなし、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書2	2枚目的一部分	
	文書3	5枚目、10枚目、12枚目、16枚目、18枚目、21枚目、25枚目、27枚目、29枚目、47枚目及び53枚目ないし57枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
		19枚目の本文左欄の2行目、3行目及び8行目のそれぞれ一部	
	23枚目の本文左欄の2行目及び5行目のそれぞれ一部		

		2 3 枚目の本文左欄の 3 行目及び 4 行目のそれぞれ全て	
		2 3 枚目の本文右欄の 1 2 行目及 び 1 3 行目のそれぞれ一部	
		2 4 枚目の本文右欄の 7 行目及び 8 行目のそれぞれ一部	
		3 4 枚目の本文右欄の 2 行目及び 5 行目のそれぞれ一部	
		3 6 枚目の本文左欄の 2 行目及び 5 行目のそれぞれ一部	
		3 6 枚目の本文左欄の 3 行目及び 4 行目のそれぞれ全て	
		4 9 枚目の本文の一部	
4	文書 3	5 8 枚目ないし 6 1 枚目（写真の 顔部分を除く。）のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることないし、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
5	文書 3	4 枚目の本文左欄の 1 行目、3 行 目、5 行目及び 1 8 行目のそれぞ れ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることないし、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		4 枚目の本文左欄の 4 行目の全て	
		7 枚目（写真の顔部分を除く。） の一部	
		2 3 枚目の本文右欄の 7 行目及び 1 9 行目のそれぞれ一部	
		2 3 枚目の本文右欄の 2 0 行目な いし 2 6 行目までのそれぞれ全て	
		2 4 枚目の本文左欄の 1 行目ない し 1 0 行目までのそれぞれ全て	
		3 0 枚目の本文左欄の 2 0 行目な いし 2 4 行目までのそれぞれ一部	

		30枚目の本文右欄の4行目、5行目及び11行目のそれぞれ一部	
		34枚目の本文右欄の6行目ないし9行目までの全て	
		34枚目の本文右欄の10行目の一部	
		36枚目の本文右欄の1行目及び2行目のそれぞれ一部	
6	文書3	4枚目の本文左欄の2行目及び20行目のそれぞれ一部	自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		19枚目の本文左欄の12行目の一部	
		49枚目の「3 前任海曹室の紹介」の写真の全て	
7	文書3	9枚目の一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及びし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることないし、法5条3号に該当するため不開示とした。
		30枚目の本文左欄の26行目及び33行目のそれぞれ一部	
		30枚目の本文左欄の27行目ないし32行目までのそれぞれ全て	
8	文書2	14枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすお
	文書3	62枚目の一部	

			それがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
--	--	--	----------------------------------

※当審査会事務局において整理した。